

屋外広告物のてびき

令和4年3月

結城市都市建設部都市計画課



もくじ

はじめに

手続きについて

規制について

義務について

Q & A

- 0 1 屋外広告物とは
- 0 2 許可手続の流れ
- 0 3 その他の手続き
- 0 4 許可申請書の記載例
- 0 5 屋外広告物安全点検報告書
- 0 6 提出書類一覧
- 0 7 許可申請手数料・許可期間・管理者の要否
- 0 8 屋外広告物に対する規制の内容
- 0 8 禁止広告物
- 0 9 禁止物件とは
- 1 0 禁止地域・許可地域
- 1 2 許可基準について
- 1 6 適用除外となる屋外広告物（自家広告物以外）
- 1 7 色彩について
- 1 8 屋外広告物を表示する者の義務
- 1 9 屋外広告業の登録制度
- 1 9 違反に対する措置、罰則
- 2 0 Q & A



広告物を表示する場所
はどんな規制があるか



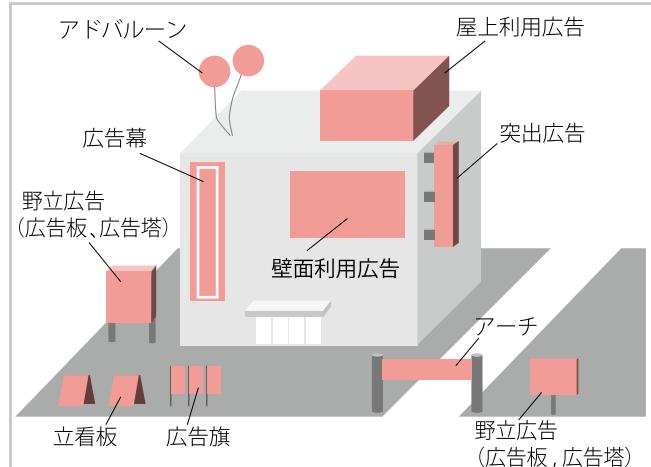
屋外広告物とは



屋外広告物とは、

常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びこれらに類するものをいいます。 (屋外広告物法第2条第1項)

具体的に



常時又は一定の期間継続して とは…？

一定の情報を伝達するという行為に時間的・場所的継続性があることを意味します。

一日のうち一定の時間のみの表示でも、それが継続的に一定の場所で行われれば、これに該当します。

(例) 毎日営業時間中のみ店先に表示される広告看板→該当します

(例) 街頭で配布されるビラやチラシの類→該当しません

屋外で とは…？

建築物の外側にあることを意味します。

(例) 建築物のガラス部分に内側から貼り付けたビラ→該当しません

公衆に表示されるもの とは…？

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、表示内容を見ることができる空間を特に限定していないことを指します。

(例) 駅の構内に表示された看板等 (駅の外からは見えない)→該当しません

その他の工作物等 とは…？

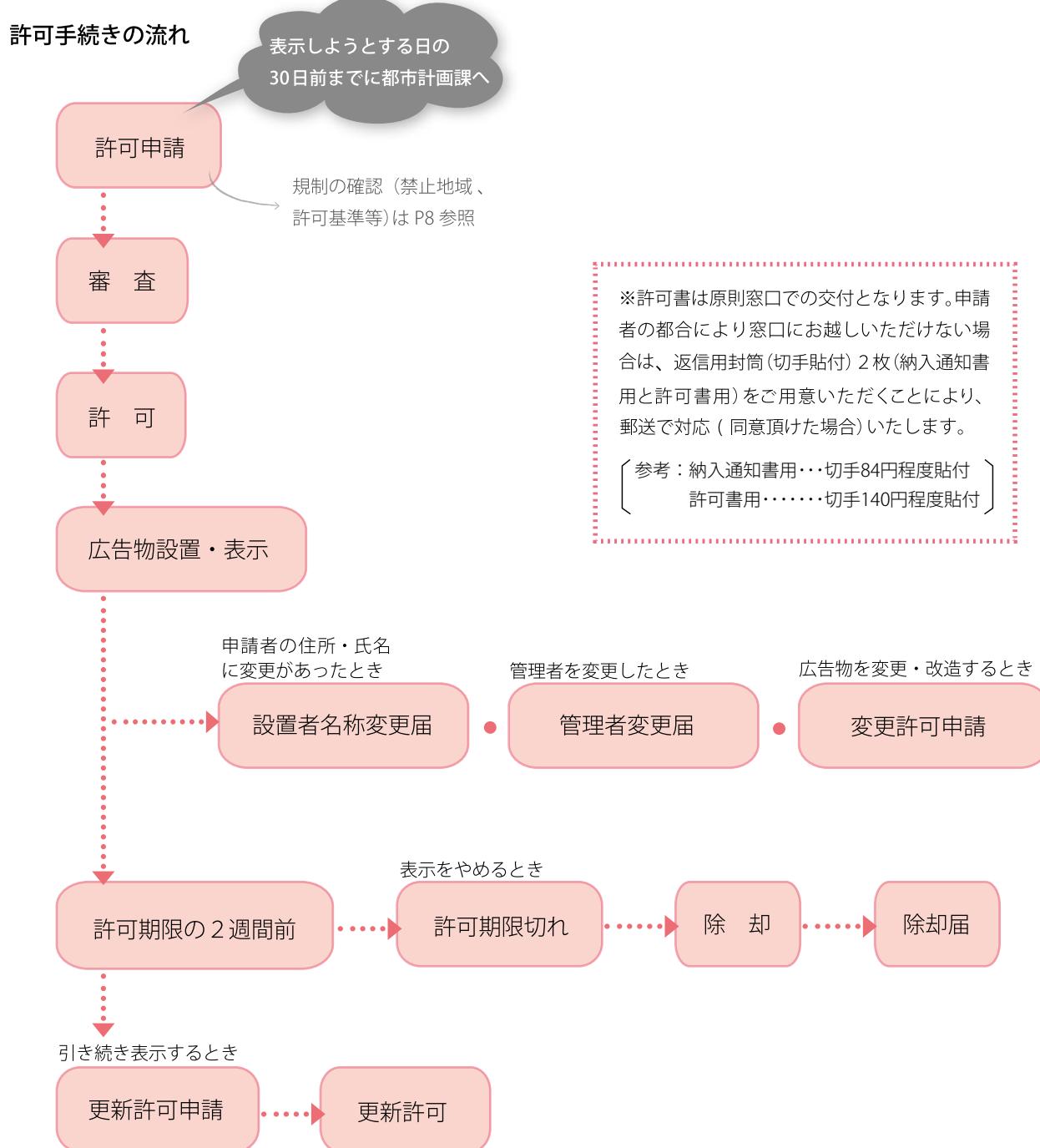
元来広告物の表示又は掲出の目的を持ったものではないものを指します。

(例) 煙突、塀、岩石、樹木、等→該当します

許可手続きの流れ



結城市内において、屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造する場合にも許可が必要です。なお、許可には有効期間があります。有効期間の経過後も引き続き屋外広告物を表示するときは、更新許可の手続きを行うことが必要です。



||| その他の手続き



屋外広告物の許可申請手続きと併せて、他法令に基づく許可等が必要な場合があります。

他人の土地・建物等に表示する場合

個人や会社等の所有物、公共の施設などに屋外広告物を表示する場合には、あらかじめその土地・建物の所有者や管理者等の同意を得ることが必要です。

(例) 電柱に電柱巻立広告を表示する場合…電柱の管理者(電力会社等)の同意が必要

他法令による手続きが必要な場合

○ 工作物の高さが4mを超える場合

→工作物の確認(建築基準法)…県西県民センター建築指導課へ

道路占用

道路上や上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること

○ 屋外広告物を道路上に表示する場合

→道路占用の許可(道路法)…道路管理者(国道事務所、県土木事務所、市土木課へ)

→道路使用の許可(道路交通法)…所轄警察署へ

道路使用

道路工事や祭礼等のように公益上又は社会慣習上、本来の目的以外に道路を使用することがやむを得ないものについては、交通に支障がないと認めた場合に限る

○ その他…農地法、自然公園法、都市緑地法 等

許可申請手数料の納入方法

下記の場所で納入できます。

納入場所		納入手数料
結城市役所	会計課窓口	
結城市指定金融機関	株式会社常陽銀行 本支店	
収納代理金融機関	株式会社足利銀行 本支店 株式会社筑波銀行 本支店 結城信用金庫 本支店 茨城県信用組合 本支店 北つくば農業協同組合 本支店	0円
上記以外の金融機関	ゆうちょ銀行 都市銀行 地方銀行 など	詳しくは各金融機関にご確認ください

許可申請書の記載例

新規…様式第1号

更新…様式第3号

屋外広告物を表示する場合には、屋外広告物許可申請書と添付書類を**各2部**提出して下さい。また、許可期間が満了後も継続して屋外広告物を表示する場合にも同様です。

様式第1号(第3条関係) (表)
屋外広告物許可申請書

屋外広告業の登録について
はP20参照

管理者設置について…P18
設置の要否について…P7

P7「広告物の種類一覧」参照

				※ 令和4年4月1日	
結城市長 殿		申請者住所 茨城県結城市中央町二丁目3 氏名 結城 花子 電話番号 (0296) 12 - 3456			
茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、申請します。					
工事施工者	住所 茨城県結城市結城 1234 番地 氏名 結城 太郎 屋外広告業の登録	4・3・1	電話番号(0296) 23 - 4567		
管 理 者	住所 茨城県結城市結城 1234 番地 氏名 結城 太郎 屋外広告業の登録等	4・3・1	電話番号(0296) 23 - 4567	第 123 号	
表 示 物 件	種類 照明広告 表示期間 4・5・10 ~ 7・5・9 照明の種類 内照明 光源の点滅 点滅なし	数量 2	表 場 所	結城市結城 3456 番地 (用途地域名 商業地域)	
	材 料 塗 料 鉄骨造	色彩 5G 5.5/10			
規 格	高さ(m) 10.0 縦(m) 3.0 横(m) 3.0 面 数 2	合計面積(m ²) 18.0	数 量 2		
地 域 区 分	禁止地域(第 1 種禁止地域) 既設の広告物	合計表示総面積(表示総面積の合計)	許可地域(第 3 種許可地域) 54.0 m ²		
建築基準法による工作物確認	要 不 要 申請中	確認済 による占用許可 要 不 要 申請中	道路法による許可 要 不 要 申請中	許可済 その他の法令による許可等 要 不 要 申請中	法令名 許可等 申請中
添付書類 設置場所の見取図、仕様書、意匠図、構造図、他法令による許可証の写し()、設置場所の写真、模写図、建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合)、既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)					
※手数料	※算出根拠				
※ 決裁 決 裁	決裁権者	回 議			担当者

押印不要

マンセル値は P17
「色彩について」参照

既存の広告物を含めた合計面積

注意1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

3 野立広告物、アーチ、広告幕、照明広告、電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については、設置場所ごとに申請してください。

4 色彩の欄は、色彩が許可基準となる場合に表示面積の4分の1を超えて使用する色彩のマンセル値を記入して下さい。

屋外広告物安全点検報告書の記載例

許可を受けて表示している屋外広告物を、許可期間満了後も継続して表示するときには、屋外広告物更新許可書を提出して下さい。添付書類の「屋外広告物安全点検報告書」の記載例は下記のとおりです。

様式第5号（第4条関係）

屋外広告物安全点検報告書

令和4年5月1日

結城市長 様

住所 茨城県結城市中央町二丁目3番地

氏名 結城 花子

電話番号(0296) 12 — 3456

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類		屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他		
表示又は設置の場所		茨城県結城市結城 1234 番地		
表示又は設置の年月日		令和元年5月1日	点検年月日	令和4年3月31日
点検者(管理者)	氏名	結城 太郎		
	住所	茨城県結城市結城 3456 番地		
	電話番号	(0296) 23 — 4567		
	資格名称	屋外広告士		
点検箇所	点検項目		異常の有無	改善の概要
上基部構造部	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形又は隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ又は欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食又は変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)又は取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形又はビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯又は不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有	無	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食又は破損	有	無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有	無	
	3 その他点検した事項()	有	無	

備考

広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」に斜線を引いてください。

点検結果について
異常の有無に○を
付ける

安全上に支障がある
場合は改善を行い、
支障がない状態にした
うえで、改善した内容を
記入

提出書類一覧



屋外広告物許可申請(新規)

申請書及び添付書類 各2部

- 申請書 屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- 委任状 代理人による申請の場合
- 見取図 広告物を表示、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る見取図(縮尺1,000分の1程度)
- 配置図 広告物を表示、又は設置する土地の配置図
- 承諾書 土地建物を借用し表示する場合、土地建物所有者等承諾書
- 図面 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- 写真 広告物を表示、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真(申請の日前3ヶ月以内に撮影したもの)
- 模写図 広告物の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図
- 立面図 建築物を利用する広告物にあっては、該当建築物との位置関係及び該当建築物の壁面等の状況(壁面の形状、面積、壁面及び屋上に既に表示又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面
- 他法令の許可書の写し 他法令の許可が必要な場合
- その他 県条例第23条の3第2項に規定する屋外広告業登録申請通知の写し
市長が必要と認める書類

屋外広告物更新許可申請

申請書及び添付書類 各2部

- 申請書 屋外広告物更新許可申請書(様式第3号)
- 委任状 代理人による申請の場合
- 安全点検報告書 屋外広告物安全点検報告書(様式第5号)
- 写真 広告物を表示、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真(申請の日前3ヶ月以内に撮影したもの)
- その他 市長が必要と認める書類

許可申請手数料・許可期間・管理者設置の要否

屋外広告物は、種類により許可申請手数料、許可期間、管理者の設置について定められています。屋外広告物を表示するための許可を申請する時は、所定の下記手数料を納入する必要があります。(納入方法はP3参照)

広告物の種類	単位	手数料(円)	許可期間	管理者の設置
はり紙、ポスター	1件につき 50枚までごとに	300	1月以内	不要 ※更新許可申請の際に、有資格者による点検と報告書の提出が必要(P18参照)
アドバルーン	1個につき	1,700		
広告旗	1枚につき	350		
横断幕	1枚につき	650		
立看板	1件につき	300	3月以内	
広告幕	1枚につき	650		
店頭装飾	1基につき	1,500		
置広告	1基につき	700		
はり札	1件につき 10枚までごとに	500	1年以内	必要
電柱巻立広告	1枚につき	300		
電柱塗装広告	1枚につき	300		
電柱袖付広告	1枚につき	300		
つり下げ看板	1枚につき	450	3年以内	
標識広告	1枚につき	300		
広告板	1枚につき 3m ² までごとに	750		
広告塔	1枚につき 3m ² までごとに	750		
アーチ	1基につき 3m ² までごとに	900		
照明広告	1基につき 3m ² までごとに	800		
電光ニュース、 ビジュアルボード	1基につき	6,000		
近隣店舗等案内広告	1枚につき 2m ² までごとに	800		
車体利用広告	1枚につき 3m ² までごとに	650		

※この表に定める広告物等の種類に該当しない広告物については、最も類似した広告物の種類を適用する。

屋外広告物に対する規制の内容



結城市内では、「茨城県屋外広告物条例」及び「茨城県屋外広告物条例施行規則」に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の目的から、屋外広告物に対して下記のような規制を行っています。

禁止広告物

以下の①から⑤のいずれかに該当する屋外広告物は、どんな場合であっても表示することができません。



- ①著しく汚染し、若しくはたい色したもの又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- ④信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

広告物を取り付けてはいけない物件

詳しくは
次頁参照

禁止地域

広告物を表示してはいけない場所

詳しくは
P10 参照

許可基準

表示の許可を行うにあたっての基準

詳しくは
P12 参照

屋外広告物のあり方

すべての屋外広告物は、次の1～3をいずれも満たすことが必要です。

- 1 良好な景観を害するおそれのないものであること
- 2 風致を害するおそれのないものであること
- 3 公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること

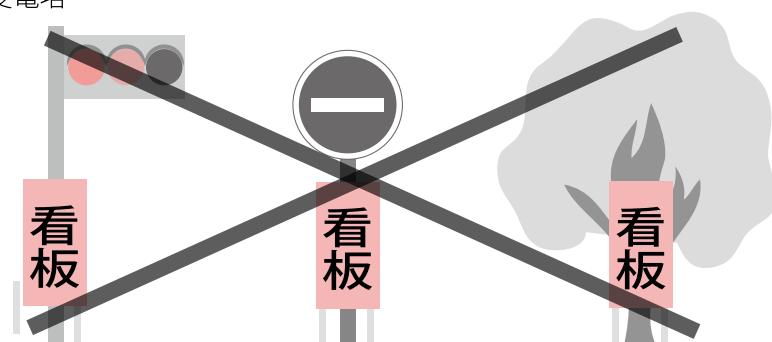
禁止物件とは



まちの中には、屋外広告物を取り付けられると、本来の機能を害される物件や、良好な景観を阻害することになる物件があります。これらの物件を禁止物件に定め、屋外広告物を取り付けることを原則として禁止しています。禁止物件には次のようなものがあります。

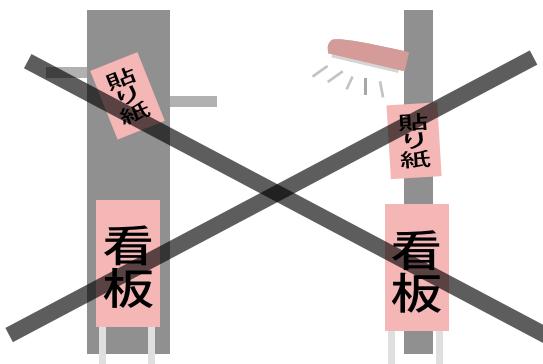
屋外広告物を取り付けてはいけない物件

- 1 橋りょう、トンネル、高架の工作物、道路の分離帯
- 2 石垣、よう壁
- 3 街路樹、路傍樹
- 4 信号機、道路標識、カーブミラー、パーキングメーター、道路情報管理施設、歩道柵、駒止め、里程標
- 5 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 6 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 7 送電塔、送受信塔、照明塔
- 8 煙突、風力発電施設、ガスタンク
水道タンク
- 9 銅像、神仏像、記念碑
- 10 景観重要建造物、景観重要樹木



はり紙、はり札、立看板等を取り付けてはいけない物件

電柱及び街燈柱



しかし、下記の広告物は許可を受けることにより表示できます。

- 1 電柱巻立広告…金属等を電柱や街路柱に巻き付けて表示するもの
- 2 電柱塗装広告…電柱や街路柱に直接ペンキ等を使用して表示するもの
- 3 電柱袖付広告…金属板等を支柱により電柱や街路柱に取り付けて表示するもの

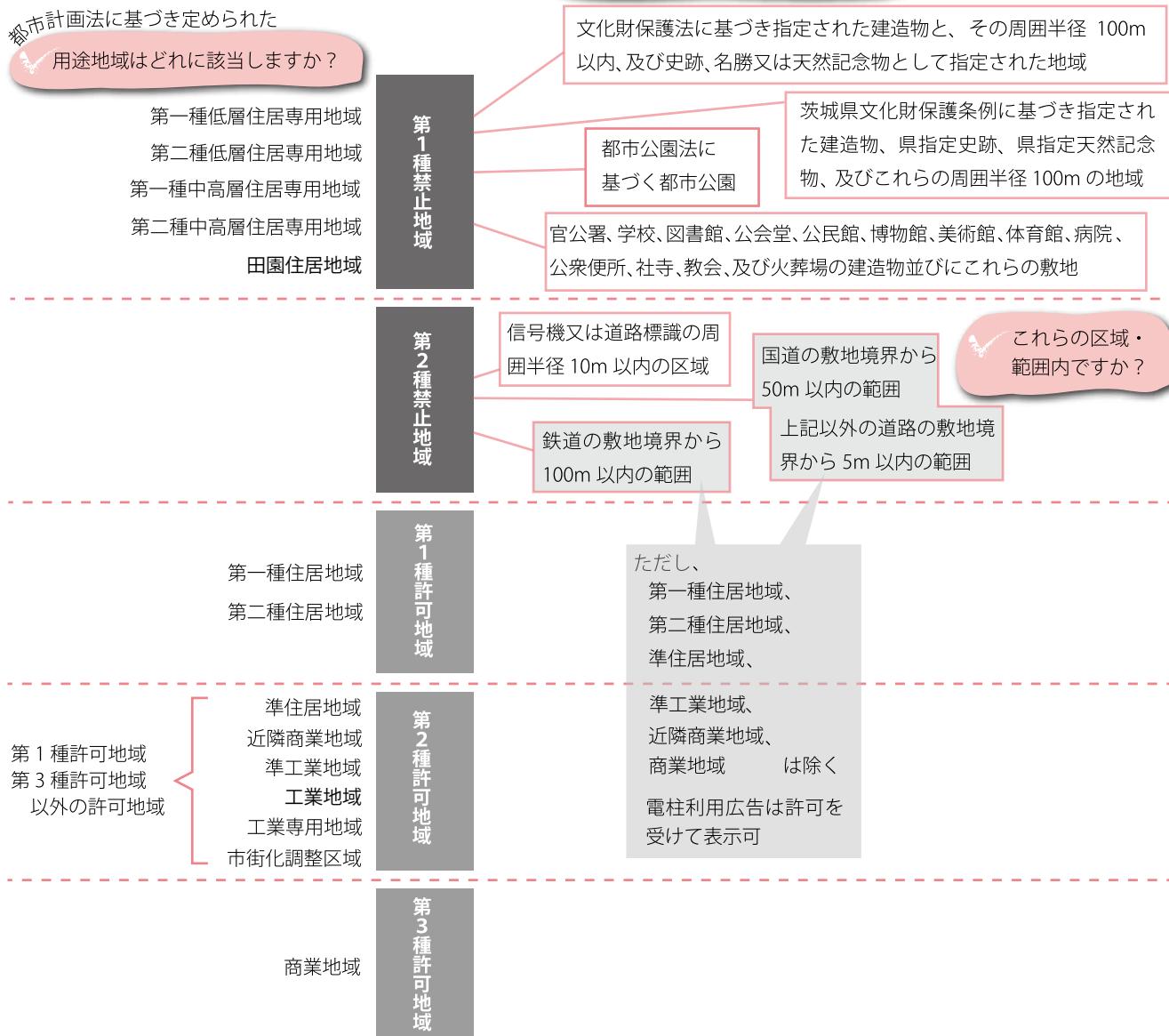
禁止地域・許可地域



結城市内には、「茨城県屋外広告物条例」及び「茨城県屋外広告物条例施行規則」に基づき、屋外広告物の表示を原則として禁止している地域(禁止地域)や、表示をする場合に許可が必要な地域(許可地域)があります。

表示しようとする場所はどこですか？

✓ チェックマーク部分を確認してください。

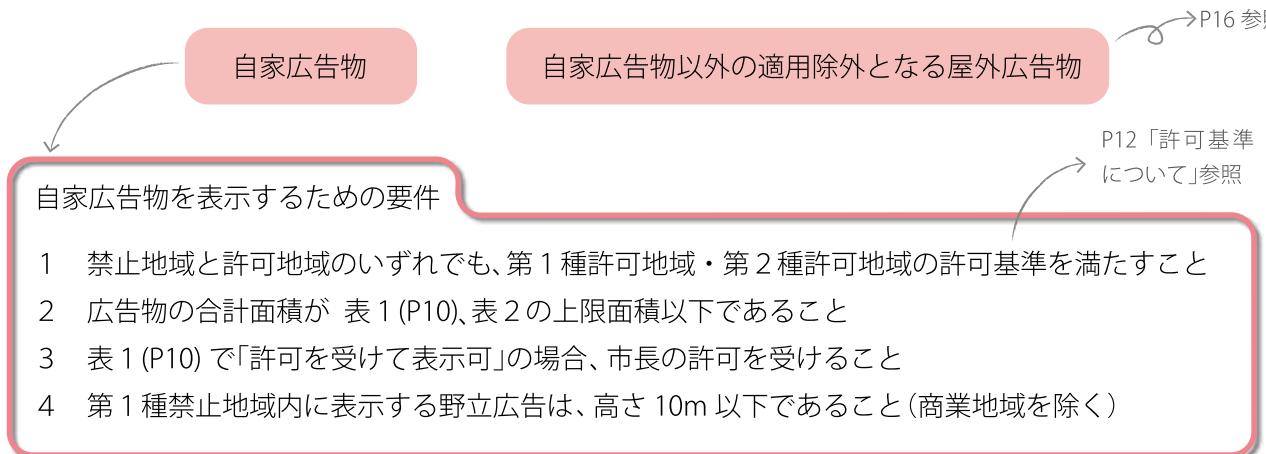


自家広告物・一般広告物どちらですか？(表1)

広告物の種類	区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
自家広告物	許可不要で表示可		合計面積 5 m ² 以下		合計面積 10 m ² 以下	
*要件あり …(P11)	許可を受けて表示可	建築物の規模に応じた面積以下 (P11表2参照)	合計面積 100 m ² 以下	合計面積 150 m ² 以下	合計面積制限なし	
一般広告物		表示不可 ※適用除外あり(P16参照)		許可を受けて表示可		

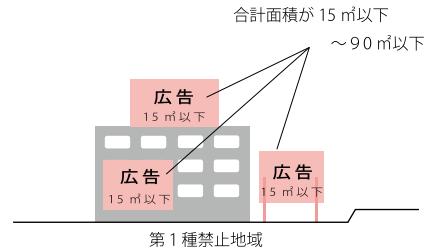
適用除外となる屋外広告物

禁止地域では原則として屋外広告物の表示を禁止していますが、「適用除外」として次のような屋外広告物は、それぞれの要件を満たすことで表示することができます。

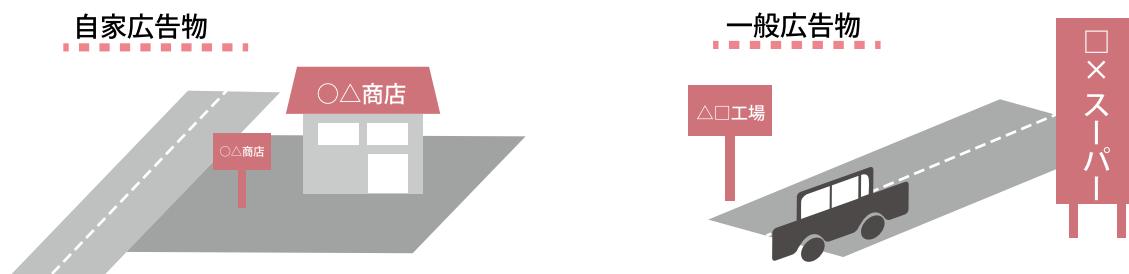


建築物の規模に応じた面積(表2)

建築物の延床面積	広告物の合計面積	1 広告物の面積
1,000 m ² 以下	15 m ² 以下	(15 m ² 以下)
1,000 m ² 超～3,000 m ²	30 m ² 以下	15 m ² 以下
3,000 m ² 超～6,000 m ²	60 m ² 以下	15 m ² 以下
6,000 m ² 超	90 m ² 以下	15 m ² 以下



自家広告物・一般広告物とは…



禁止地域の種類

○ 第1種禁止地域

特に良好な景観の形成や、風致の維持が必要な地域や、公共施設等、屋外広告物を表示することが好ましくない地域

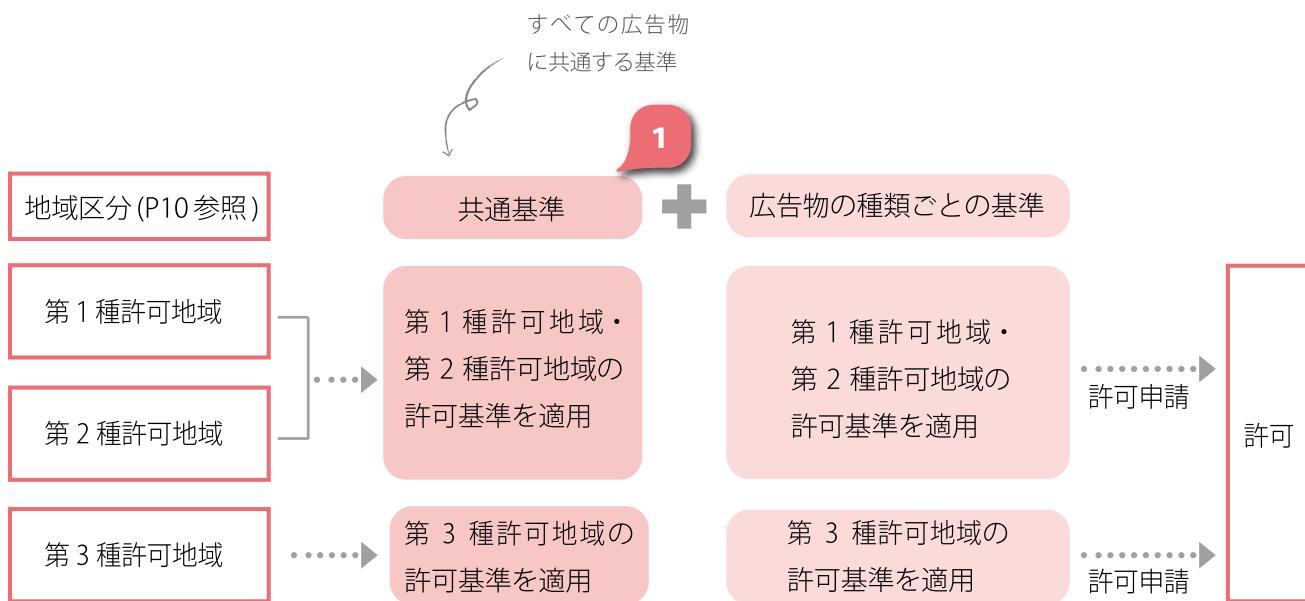
○ 第2種禁止地域

道路の沿線等、広告物が集中する恐れが高い地域

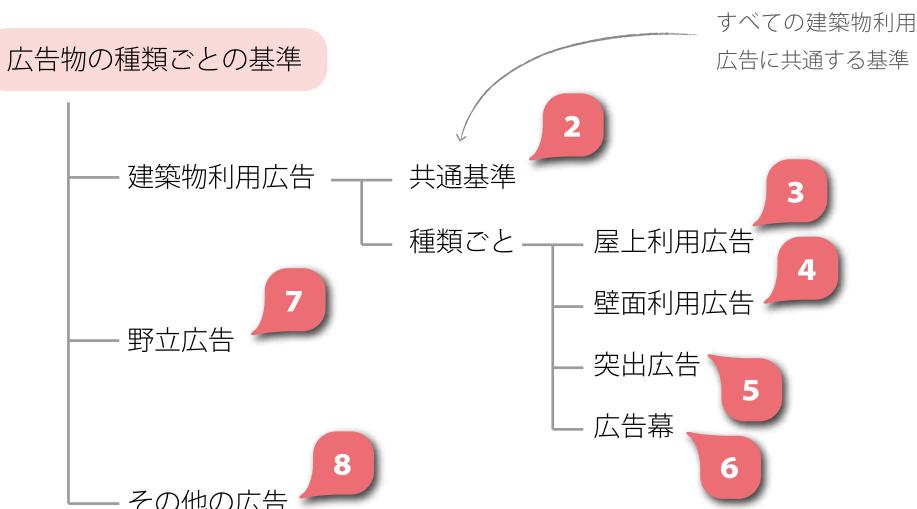
許可基準について



禁止地域以外の地域においては、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示することが出来ますが、許可を受けるためには、屋外広告物が一定の基準を満たすことが必要になります。この一定の基準を「許可基準」といいます。許可基準は、第1種許可地域及び第2種許可地域を対象とする許可基準と、第3種許可地域を対象とする許可基準の2つに分かれています。また、その2つの許可基準は、それぞれ「共通基準（すべての広告物に共通する基準）」と「広告物の種類ごとの基準」からなります。許可を受けるためには、広告物を設置する場所の地域区分に対応する許可基準について、共通基準と該当する種類の基準との両方を満たすことが必要です。



広告物の種類ごとの基準は、下記のような分類になっています。



1 共通基準(すべての広告物に共通する基準)

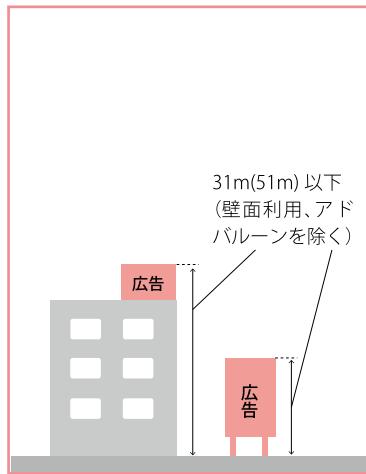
第1種許可地域・第2種許可地域

地上から屋外広告物の上端までの高さが31m以下であること。(壁面利用広告、アドバルーンを除く)

屋外広告物の裏面、側面、脚部等について、表示面と調和した塗装をするなどにより、良好な景観に配慮すること。

ネオン管その他の照明を使用する屋外広告物は、昼間における良好な景観の維持に必要な対策を講じること。

第3種許可地域



2 建築物利用広告の共通基準(すべての建築物利用広告に共通する基準)

第1種許可地域・第2種許可地域

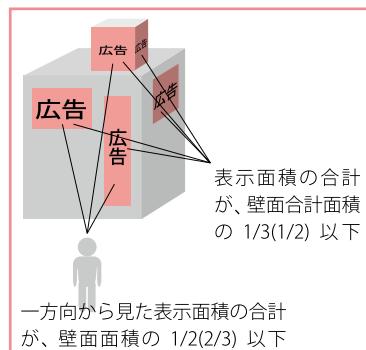
表示面積の合計が、壁面合計面積の1/3以下

一方向から見た表示面積の合計が、壁面面積の1/2以下

第3種許可地域

表示面積の合計が、壁面合計面積の1/2以下

一方向から見た表示面積の合計が、壁面面積の2/3以下



3 屋上利用広告

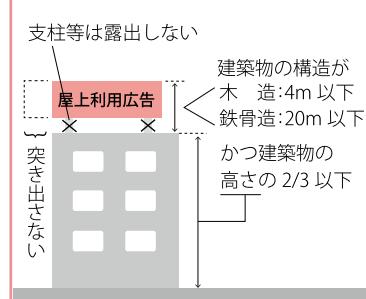
第1種許可地域・第2種許可地域

広告物の高さが建築物の高さの2/3以下で、かつ
建築物が木造なら4m以下、鉄骨造なら20m以下

屋上の端から突き出さない

第3種許可地域

支柱や骨組みが露出しないよう、外壁等で遮へいする



4 壁面利用広告

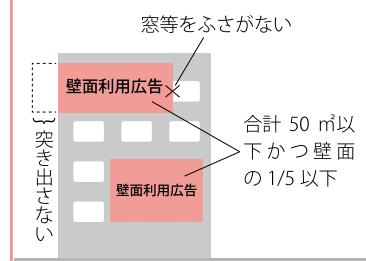
第1種許可地域・第2種許可地域

1壁面につき、合計50m²以下かつ壁面面積の1/5以下

壁面の外郭線から突き出さない

第3種許可地域

窓その他の開口部をふさがない



5 突出広告

第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
壁面からの出幅 1m 以下	壁面からの出幅 1.5m 以下、かつ道路への出幅 1m 以下
1 壁面につき 2 列以下	
厚さ 0.5m 以下	
同じ列に設置するものは、出幅及び厚さを揃える	
上端が外壁の上端から突き出さない	
地上から下端までの高さは、歩道有なら 2.5m 以上、歩道無なら 4.5m 以上	

6 広告幕

第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
1 壁面につき、合計 50 m ² 以下かつ 壁面の面積の 1/5 以下	1 壁面につき、合計 100 m ² 以下かつ 壁面の面積の 1/5 以下
壁面の外郭線から突き出さない	
窓その他の開口部をふさがない	

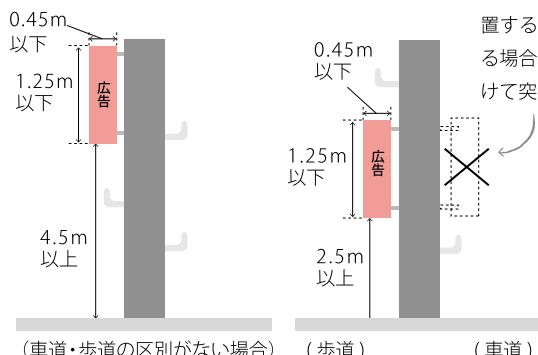
7 野立広告

第1種許可地域・第2種許可地域	第3種許可地域
一面 30 m ² 以下	
一基の合計面積 120 m ² 以下	
他の野立広告からの距離は、道路沿線は 50m 以上、鉄道沿線は 100m 以上 (※自家広告物を除く)	
屋外広告物の見やすい箇所に、管理者の氏名・連絡先を明記 (※自家広告物を除く)	
マンセル表色系の彩度 12 を超える 色彩は表示面積の 1/4 以下 *1	制限なし
高さ 12m 以下	高さ 15m 以下

*1 色彩については P17 参照

その他の屋外広告物の許可基準は、第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域とも共通です。

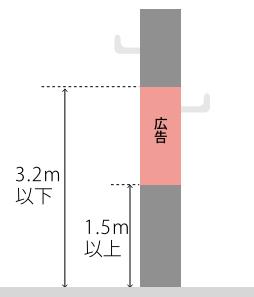
(1) 電柱袖付広告



- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- ・案内誘導広告であること

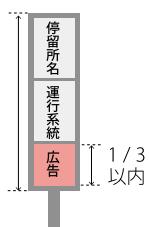
歩車道の区別のある道路において歩車道の境に設置する電柱等に取り付けける場合は、歩道部分に向けて突き出すこと

(2) 電柱巻立広告・塗装広告



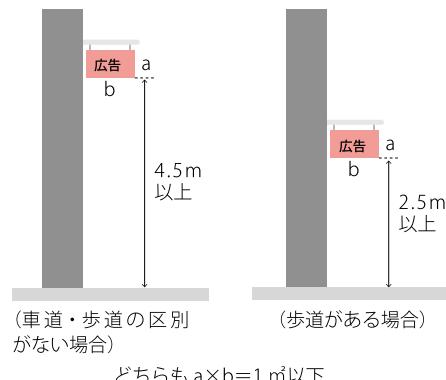
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- ・案内誘導広告であること

(3) バス停留所標識広告

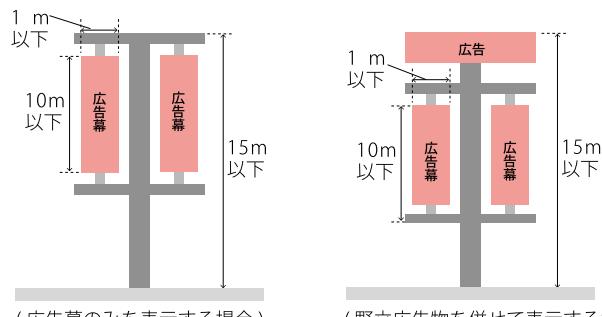


- ・案内誘導広告であること
- ・表示面積が停留所表示板の表示面の1/3以下であること

(4) つり下げ看板

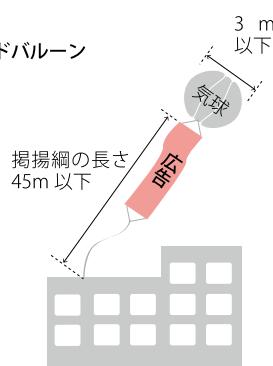


(5) 建築物以外の物件を利用して表示する広告幕

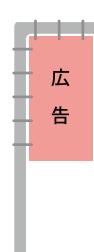


- ・3枚以下であること
- ・自家広告物であること
- ・一面の面積(①+②+③)が30 m²以下で、かつ総表示面積(①、②、③の表・裏面の合計面積)が120 m²以下であること

(6) アドバルーン

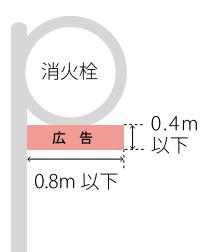


(7) 広告旗



・一面 2 m²以下

(8) 消火栓標識広告

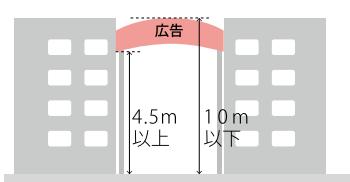


・案内誘導広告であること

(9) 立看板等

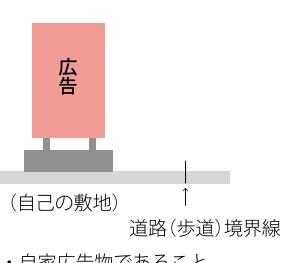
種類	規格
はり紙・立看板	1 m ² 以下
はり札	0.3 m ² 以下

(10) アーチ



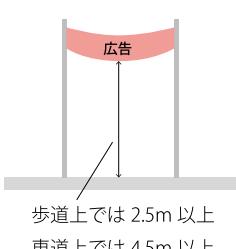
- ・一面の面積=30 m²以下
- ・総面積=60 m²以下

(11) 置広告



- ・自家広告物であること

(12) 横断幕



適用除外となる屋外広告物（自家広告物以外）



禁止地域等でも以下のような屋外広告物は表示をることができます。

P11 参照



自家広告物

自家広告物以外の適用除外となる屋外広告物

自家広告物以外の適用除外

適用除外の種類	禁止地域でも表示可能	禁止物件でも表示可能	許可の要否	条件等
法令の規定により表示するもの	○	○	否	
国又は地方公共団体が公共目的のため表示するもの	○	○	否	
公職選挙法に基づく選挙運動のため表示するもの	○	○	否	
自己の管理する土地に管理上の必要から表示するもの	○	○	否	合計 1 m ² 以下
煙突等に、宣伝用ではない内容を表示するもの	○	○	否	周囲の景観と調和した絵画等が対象
公益上必要な施設又は物件(防犯灯、ベンチ等)に寄贈者名等を表示するもの	○	/	否	1物件1個、表面積の1/20以下かつ0.5m ² 以下(表面積が5m ² 以下の場合は1/4以下かつ0.25m ² 以下)
工事現場の板塀等に、宣伝用ではない内容を表示するもの	○	/	否	周囲の景観と調和した絵画等が対象
電車又は自動車に表示する小面積なもの	○	/	否	1台あたり15m ² 以下、窓ガラスには表示不可、蛍光・反射材は使用不可
人、動物、車両(*を除く)、船舶等に表示するもの	○	/	否	
市等が設置する公共掲示板に表示するもの	○	/	否	
冠婚葬祭等のため一時的に表示するもの	○	×	否	7日以内
講演会・展覧会等のため会場の敷地内に表示するもの	○	×	否	
*電車又は自動車に表示する一定面積以上のもの	○	/	要	1台あたり15m ² 超、窓ガラス等には表示不可、蛍光・反射材は使用不可
道標・案内図板等、公共的又は公衆の利便に供する目的のため表示するもの	○	×	要	1面5m以下、高さ5m以下、信号機・道路標識から5m以上離す、ネオン等・点滅照明・回転灯・蛍光材・反射材は使用不可、見やすい場所に管理者の氏名・連絡先を明示
近隣店舗等案内広告（店舗等への案内誘導のための広告物として最小限必要なもの）	○	×	要	次頁「近隣店舗等案内広告の基準」を参照

近隣店舗等案内広告の基準

案内誘導となる店舗等が主要な道路に面していない等、近隣店舗等案内広告の設置がやむを得ないと認められる理由があること

設置個数は、店舗等 1 件あたり 3 個以下

設置場所は、店舗等から半径 10km の範囲内で、かつ、信号及び道路標識から 5m 以上離す(右図参照)

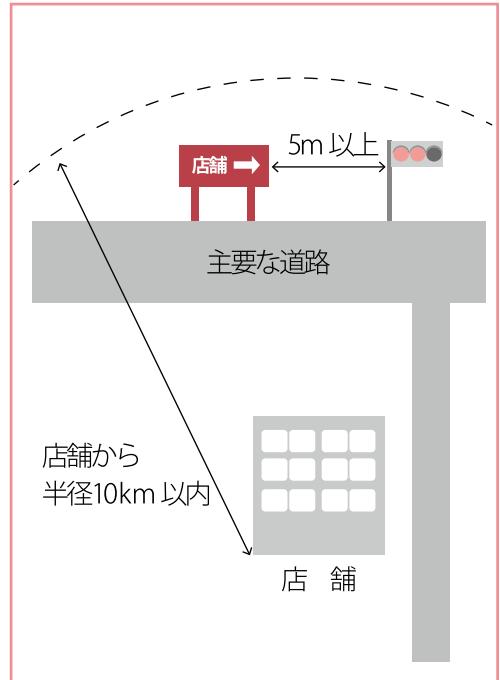
1 面 2 m²以下かつ高さ 3m 以下(3 以上の店舗が集合して設置する場合は、1 面 5 m²以下かつ高さ 5m 以下)

表示内容は、店舗等への案内誘導に係る事項のみ

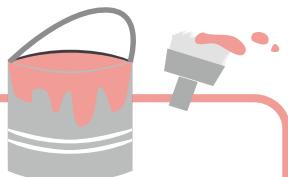
ネオン等、点滅照明、回転灯、蛍光材・反射板使用不可

彩度 8 を超える色彩は、表示面積の 1/4 以下

見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明記



色彩について



マンセル表色系とは、日本工業規格 (JIS) の Z8721 で定められた、色彩を表現する尺度です。マンセル表色系では、色彩を「色相」、「明度」及び「彩度」の 3 つの属性により表現しており、具体的には下のような「マンセル記号」で表記しています。茨城県条例の屋外広告物に関する許可基準では、マンセル表色系の 3 属性のうち、色の鮮やかさを示す「彩度」を用いています。彩度は 0 から 16 までの数値で表現され、数値が大きいほど鮮やかな色になりますが、屋外広告物については彩度が 12 を超える色彩を規制の対象としています。

【マンセル記号による色彩の表現例】 印刷の都合により、実際の色彩とは一部異なります。



7.5RP 7 / 12
色相 明度 彩度
(色合い) (明るさ) (鮮やかさ)

(参考) 日本工業標準調査会ホームページ
<https://www.jisc.go.jp/>
「JIS 検索」中「Z8721」を参照

屋外広告物を表示する者の義務



屋外広告物の適正な表示を確保するため、屋外広告物を表示する者に対して、次のような義務を課しています。

管理者の設置

管理者が必要か否か…

P7 参照

許可期間が1年以内又は3年以内の広告物を表示するときは、許可申請の際に管理者を定めることが必要です。

屋外広告物の管理者になれる者

屋外広告物の管理者になれる者は、次のいずれかに該当する者です。

- 1 茨城県屋外広告業の登録を受けた者…P20 参照
- 2 屋外広告士の資格を取得した者
- 3 各都道府県、各政令市又は各中核市が開催する「屋外広告物講習会」を修了した者
- 4 広告美術仕上げに係わる職業訓練指導員の免許を所持する者
- 5 広告美術仕上げに係わる技能検定に合格した者
- 6 広告美術科に係わる職業訓練を修了した者

更新許可申請の際の有資格者による点検と報告書の提出

報告書の記載例

P5 参照

許可を受けて設置している全ての屋外広告物を対象として、更新許可申請の際に、目視・打診などによる点検と安全点検報告書の作成・提出が必要です。

点検を行うために必要な資格

- 1 高さが4mを超える広告塔・広告板等
 - ・屋外広告士
 - ・屋外広告物点検技能講習修了者
 - ・建築士（一級、二級、木造）
 - ・特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）
- 2 上記1以外で、茨城県屋外広告物条例により管理者を定めることとされている広告物（高さ4m以下の広告塔・広告板、広告幕など）
上記1に該当する者の他、
 - ・屋外広告業登録を受けた者
 - ・屋外広告物講習会修了者（他県等主催の講習会を含む）
 - ・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者
 - ・広告美術仕上げに係る技能検定合格者
 - ・広告美術科に係る職業訓練修了者
- 3 上記1、2以外の広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗、置広告など簡易なもの）
上記1、2に該当する者の他、
 - ・広告物の所有者、占有者、その他当該広告物について権原を有する者

許可の表示

許可を受けて表示する屋外広告物には、許可を受けた旨の表示が必要です。

適正な管理

表示する屋外広告物について補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保たなければなりません。屋外広告物が落下・倒壊して歩行者等に被害を与えることのないよう、屋外広告物の構造材に腐食や変形がないか否か等を定期的に点検し、事故の防止に万全の注意を払うことが必要です。

屋外広告物を変更(改造)した際の許可申請

屋外広告物の表示内容を変更する等の改造を行うときは、原則として変更(改造)の許可を申請しなければなりません。変更(改造)許可申請の手続は、新規許可申請の手續に準じた内容となっています。

除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したときは、速やかに除却するとともに市長に届け出なければなりません。

屋外広告業の登録制度

茨城県内で屋外広告業を営む者は、茨城県知事の登録を受けることが必要です。(茨城県屋外広告物条例)
県内に営業所を有しない事業者でも、県内で屋外広告物の表示等を受注して行うときは、登録が必要です。

申請受付窓口・お問合せ

茨城県土木部都市局都市計画課 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
Tel:029-301-4579 Fax:029-301-4599 E-mail:toshikei@pref.ibaraki.lg.jp

屋外広告業とは…

屋外広告業とは、屋外広告物の表示等を希望する者(広告主)からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをさします。

- 1 個人又は法人の別、及び、元請け・下請け等の立場や形態の如何は問いません。
- 2 看板業や廣告代理業を営む場合でも、廣告主の注文に応じて廣告物等の表示又は設置を行うのであれば、屋外広告業に該当します。

違反に対する措置、罰則

措置

条例又は規則に違反する屋外広告物(違反廣告物)を表示すると、次のような措置を受けます。

- 1 効告 違反廣告物の改造、移転又は除却を行うよう、市長が効告します。
- 2 公表 効告を受けたものが効告内容に従わないときは、市長がその旨を公表します。
- 3 是正命令 効告を受けたものが、効告内容に従わない旨公表された後もなお効告内容に従わないときは、市長が必要な措置を命令します。
- 4 簡易除却 違反廣告物のうち、はり紙、はり札、立看板及び廣告旗については、市長は直接除却を行うなどの簡易的な除却措置が認められています。
- 5 立入検査 市長は、条例の施行上必要な限度において、屋外広告物を表示する者又は屋外広告物を管理する者に対し、資料等の提出を求めたり、又は屋外広告物のある土地や建物に立入検査を行うことができます。

罰則

次のように屋外広告物条例に違反した場合には、懲役刑(最高2年)又は、罰金刑(最高100万円)に処せられることがあります。

- 1 登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
- 2 不正の手段(名義貸し等)により屋外広告業の登録を受けたとき
- 3 営業停止命令に違反したとき
- 4 違反廣告物を表示したとき
- 5 許可を得ずに屋外広告物を変更(改造)したとき
- 6 許可期間満了後も屋外広告物を除却しなかったとき
- 7 除却命令に従わなかったとき
- 8 資料の提出を拒んだり、立入検査を妨害したとき
- 9 屋外広告業の登録を受けた後に登録内容を変更し、変更届を出さなかったとき
- 10 業務主任者を選任しなかったとき

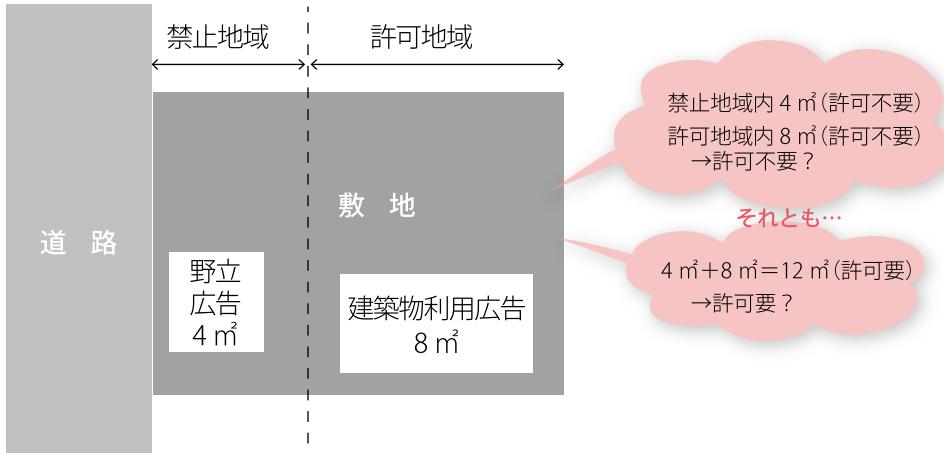
Q & A



Q 1

禁止地域と許可地域とにまたがる敷地にて自家広告物を表示する場合において、禁止地域部分及び許可地域部分それぞれにおける表示面積の合計が許可不要の上限を下回るが、両者を合計すると上限を上回るときは、許可手続きは必要か。

許可不要の上限面積
については P10 参照



A 1

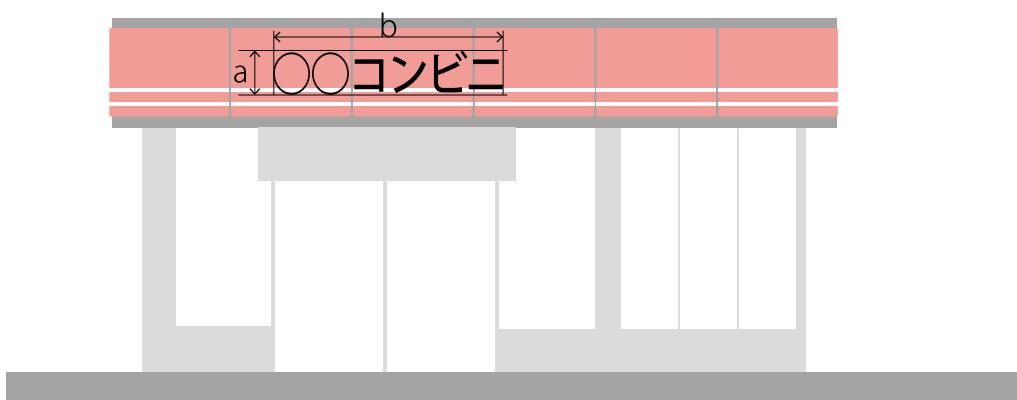
一団の土地が禁止地域と許可地域にまたがる場合において、禁止地域該当部分と許可地域該当部分でそれぞれに自家用広告物を表示するときは、禁止地域該当部分への表示面積が 5 m²以下で、かつ、許可地域該当部分への表示面積との合計が 10 m²以下の場合は、許可不要で表示できることとしています。従って、問の場合については、禁止地域該当部分へ表示する広告物と併せて許可を受けることが必要です。

Q 2

コンビニエンスストア等、企業のコーポレートカラー表示がある壁面利用広告はその全体が広告物として表示面積に算入されるか。

A 2

店舗名を表す「字」、ある一定のイメージを伝える絵画、ロゴマークは屋外広告物と判断しますが、その背景部分は一般的には広告物として考えません。従って、下図の場合、表示面積に算入する面積は(a×b)となります。



結城市都市建設部都市計画課

Tel:0296-34-0422

Fax:0296-33-6627

E-mail:toshikeikaku@city.yuki.lg.jp

